

令和 7 年度産学官連携促進プログラム運営等委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 事業概要

(1) 事業名

令和 7 年度産学官連携促進プログラム運営等委託業務

(2) 事業の目的

高知県では、産学官連携による県内事業者の新事業創出・イノベーションの促進や地域課題の解決等に向けて、県内企業等と高等教育機関との交流の機会創出や高等教育機関の取組を企業等に知ってもらうためのセミナー等を実施しています。

本業務では、産業団体、高等教育機関や行政（以下、「産学官」という。）が、産学官連携に対する理解を深めるきっかけを提供し、相互理解を促進することで、産業団体の課題解決に向けて、具体的な産学官連携の取組へとつなげていくことを目的としています。

(3) 事業の内容

別途定める「令和 7 年度産学官連携促進プログラム運営等委託業務 仕様書」によるものとします。

(4) 委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 15 日（月）まで

2 見積限度額

2,066 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「令和 7 年度産学官連携促進プログラム運営等委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものでは

なく、選定後、候補者と県は、企画提案をもとに業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と企画提案内容の調整（以下「交渉」という。）を行い、この交渉が整ったときに随意契約を行います。交渉が選定の通知から20日以内に整わない場合は、次点者に選定された者が改めて県と交渉を行うこととします。

5 資格要件

以下の全ての項目を満たすこととします。

- (1) 高知県の令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納してないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納してないこと。
- (7) 同種、類似業務の実績を1件以上有する者を、当該事業の総括責任者として配置すること。

※（1）の令和6年度～令和8年度競争入札参加資格を有しない者で、このプロポーザルに参加を希望する者は、高知県知事が定める申請書（令和6年度～令和8年度競争入札参加資格審査申請書）に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して次の提出先へ提出し、契約締結日までに登録を完了してください。高知県知事が定める申請書に関しては、高知県会計管理局のホームページを参照してください。

〈申請書の提出先〉

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県会計管理局総務事務センター
TEL 088-823-9788

6 説明会

日時：令和7年5月14日（水）14時00分から（1時間程度）

実施方法：オンライン（Zoom ミーティング）

参加を希望する事業者は、説明会参加申込書（様式1）を令和7年5月12日（月）正午

までに、高知県産業振興推進部産業イノベーション課へ電子メールで送信し、電話により着信を確認してください。なお、説明会に参加しない場合でも本プロポーザルへの参加申込は可能とします。(問い合わせ先は下記 14 参照)

※説明会の録画・録音は不可とし、説明会参加申込書の提出により、録画・録音しないことに同意したものとみなします。

7 質疑と回答

質疑は令和 7 年 5 月 16 日（金）正午までに質疑書（様式 2）により電子メールで受け付けます。質疑書の送信後は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は令和 7 年 5 月 19 日（月）に高知県産業振興推進部産業イノベーション課ホームページに掲載します。

8 プロポーザルへの参加申込及び資格審査

(1) 申込方法

ア 提出書類

プロポーザルへの参加を予定している者から、次表に掲げる参加申込書類一式の提出をもって受け付けます。

	提出書類の名称	提出部数
1	参加申込書（様式 3）	紙 1 部
2	法人概要書（様式 4）	紙 1 部
3	総括責任者経歴書（様式 5）	紙 1 部
4	資格確認申立書（様式 6）	紙 1 部
－	本社及び営業所等（高知県内に限る）の都道府県税（法人事業税）について滞納が無い旨の納税証明書	紙 1 部
－	本社及び営業所等（高知県内に限る）の消費税及び地方消費税について滞納が無い旨の納税証明書	紙 1 部

※納税証明書については、高知県の令和 6 年度～令和 8 年度高知県競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（又は契約締結時までに登録が予定されている）場合は提出不要です。

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

ウ 提出期限

令和 7 年 5 月 22 日（木）17 時（必着）

エ 提出先

〒780-8515 高知市永国寺町 6-28

高知県産学官民連携センター「ココプラ」内

TEL 088-823-9781

(2) 資格要件の確認

高知県産業振興推進部産業イノベーション課で申込者からの提出のあった参加申込書等をもとに、資格要件の確認を行います。確認が完了したら、確認結果を令和7年5月26日（月）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書等を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。

イ 知事は説明を求められたときは、求めのあった日の翌日から起算して3日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の提出

前項の資格要件が確認された者は、別途定める「令和7年度産学官連携促進プログラム運営等委託業務企画提案書作成要領」に基づき、令和7年5月29日（木）17時までに企画提案書を提出してください。

10 審査

審査方法は、別途定める「令和7年度産学官連携促進プログラム運営等委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおりとします。

11 審査結果

審査結果は、令和7年6月13日（金）までに、全ての企画提案者に文書で通知します。当該審査結果は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

12 日程（予定）

令和7年5月2日（金）	募集開始
令和7年5月12日（月）正午	説明会参加申込締切
令和7年5月14日（水）14時	説明会
令和7年5月16日（金）正午	質疑書提出締切
令和7年5月19日（月）	質疑書回答
令和7年5月22日（木）17時	参加申込書類一式提出締切

令和 7 年 5 月 26 日（月）	参加者資格確認結果通知
令和 7 年 5 月 29 日（木） 17 時	企画提案書提出締切
令和 7 年 6 月 11 日（水）	審査委員会
令和 7 年 6 月 13 日（金）	審査結果通知

13 提出書類の取り扱い

- （１）提出された書類は返却しません。
- （２）提出された書類は、必要に応じ複写（庁内及び審査委員会での使用に限る。）することがあります。
- （３）提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定により非開示となるため、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式 7 に記入し、企画提案書とともに提出してください。ただし、開示・非開示の判断は別紙様式 7 に基づき行うものではなく、別紙様式 7 を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。
- （４）契約の相手方以外の企画提案の内容については、当該企画提案者の承諾なしに利用することはありません。

14 問い合わせ先

高知県産業振興推進部産業イノベーション課
 担当 辻、西岡
 TEL 088-823-9781 FAX 088-821-7112
 E-mail 121701@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第 40 条の規定により免除された場合又は契約規則第 41 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。